

令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）会議録（第5日）

令和7年3月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について
- 3 議案第18号 町道路線の認定について
- 4 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 7 議案第24号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第25号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第26号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第27号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第29号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上6件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和7年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 発議第2号 太子町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について
- 3 議案第18号 町道路線の認定について
- 4 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上5件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 7 議案第24号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第25号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第26号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第27号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第29号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上6件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 13 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和7年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 18 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 20 発議第2号 太子町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	出原賢治	6番	森田哲夫
7番	玉田正典	8番	中薮清志
9番	堀卓史	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	15番	松浦崇志

会議に欠席した議員

14番	清原良典
-----	------

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	免田和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	柴藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	富岡泰造

(開議 午前10時00分)

○議長(松浦崇志) 皆さんおはようございます。

令和7年第2回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

さて、現在取り組んでおります議会改革の一環として、本会議並びに委員会ともに服装の自由化を試験実施しております。どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、清原議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(松浦崇志) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算につきまして、一部印刷の誤りがあったので訂正したい旨の届けがありました。したがって、その正誤表をお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第16号 太子町総合計画後期基本計画について

日程第3 議案第18号 町道路線の認定について

日程第4 議案第21号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第23号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第2、議案第16号太子町総合計画後期基本計画についてから日程第6、議案第23号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それぞれに報告書を読み上げて報告に代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町総合計画後期基本計画について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①後期計画の策定に当たって沖汐町長の独自性が出ている箇所はとの質疑に、特に少子・高齢化や子育て施策及び組織改編等であるとの答弁があった。

②学校給食共同調理センターについて、洪水・土砂災害ハザードマップによると浸水が予想される区域であるが、災害時の食料提供拠点として活用する上で問題ないのかとの質疑に、センター建設時に100年に一度の浸水を想定し、それに耐え得る構造にしている、調理設備についても災害時に供給できることを想定した上で導入した経緯があるとの答弁があった。

③後期基本計画において変更箇所は少ないのかとの質疑に、基本構想は令和2年度から令和11年度までの10年計画で、それを基に基本計画がある、その基本構想に基づき前期計画からの継続性、一貫性を確保し後期計画に反映している、変更箇所は時点修正、組織改編等の反映、K P Iの目標の再設定等であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①従来、就学前の子を養育する職員については申出があれば1カ月24時間、1年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととなっていたが、今回の改正によりどのようなのかとの質疑に、従来の時間外勤務の「制限」に加え、時間外勤務の「免除」について、対象を「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」とし、時間外勤務の免除の対象が拡大されるとの答弁があった。

②介護をする職員については今回の改正では対象にならないのかとの質疑に、今回の法改正は就学前の子を養育する労働者に係るものであるため、それに合わせた条例改正となっている、介護をしている職員に対しては以前より時間外勤務の制限に係る規定「当該職員より請求があった場合、1カ月24時間、1年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない」があるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①地域手当について、「地域手当の月額、給料月額、扶養手当及び管理職手当の合計額に100分の4を乗じて得た額とする」としているが、議案概要書の参考資料では「令和7年度の本町の支給割合は2%」と記載がある、この4%と2%の相違はとの質疑に、兵庫県は5級地に指定され地域手当の率が4%となるが、太子町は令和7年度は2%、令和8年度からは4%と段階的に率を上げていくとの答弁があった。

②地域手当の基準について、兵庫県は5級地、東京23区は1級地とされているが、どのような基準で設定されているのかとの質疑に、物価水準等を勘案し設定されており、都市部が高くなっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

宿泊を伴う出張に必要な諸雑費について、今後含まれるようになるものの一例はとの質疑に、携帯電話使用に係る通信料、ロッカー等の使用料、コピー機の使用料及び夕・朝食代のかかり増し等であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第16号太子町総合計画後期基本計画について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

~~~~~

日程第 7 議案第 24 号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 25 号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 26 号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 27 号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第 11 議案第 28 号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制  
定について

日程第 12 議案第 29 号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第7、議案第24号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第29号太子町非常勤消  
防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議  
題とします。

上程中の議案6件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただ  
いておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、議案第24号から議案第29号まで一括いたしまして委員会審査報告書  
を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に  
より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町家  
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい  
て。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①今回の改正で「栄養士」が「栄養士または管理栄養士」に変更とあるが、どちらかを配置す  
ればよいのかとの質疑に、管理栄養士養成施設を卒業し、令和7年度以降、国家試験に合格すれ  
ば栄養士の資格がなくても管理栄養士になれるようになる、そのような人を配置した場合でも要  
件を満たすための改正であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定によ  
り報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町放  
課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に



ついて。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①放課後児童健全育成事業に従事することになった日から起算して2年を経過する日までに修了することを予定している者を含むという経過措置と理解してよいかとの質疑に、そのとおりであり経過措置期間を延ばしている、また当町でも学童保育の利用希望者が多く人材確保に苦慮している状況であるため、当分の間としているとの答弁があった。

②現行の規定であれば、令和7年3月31日で支援員として従事できなくなる人が出てくることが想定されるが、そういう事例はあるのかとの質疑に、現在配置されている人は全て認定資格研修を修了され資格を持たれているが、今後4月以降に雇用する人につき認定資格研修を修了しないと支援員になれないとなると人材不足になる可能性があるので経過措置期間を延長するものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①介護保険法施行規則第140条の66第1号に定める規定の改正により、人材不足を勘案し、これまでの配置について柔軟性を持たせる内容だと思うが、太子町の地域包括支援センターの員数に影響が出るのかとの質疑に、第1号被保険者数及びセンターの運営状況を勘案し、必要であると認めるときは常勤換算方法によることが可能となった、太子町の地域包括支援センターについては職員配置は現在保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員2名であり、職員配置に関しては足りているとの答弁があった。

②太子町の第1号被保険者数の場合、従来の規定では4人になると思うが、常勤換算方式によると非常勤職員の合計数で常勤職員数に換算できるという改正内容なのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①県下の保険料水準統一に向けた取り組みと思うが、令和9年度まで徐々に上がっていくと考えてよいか、またそれ以降の保険料水準の見込みはとの質疑に、令和9年度までは県の想定に大きな変動がなければ今回と同じような上がり幅で改定する予定である、また令和9年度以降については県全体の医療費の増減により変動するが、現時点の県の想定は少しずつ上昇する見込みとなっているとの答弁があった。

②現状、本町は他市町に比べ低いのか、それとも県の方針に合わせるという趣旨なのかとの質疑に、令和4年度以前は県内で低いほうであったが、それ以降、徐々に県の標準保険料率に合わせているため、現在中間ぐらいの保険料率となっている、他市町についても県の標準保険料率に合わせて現在引き上げていると認識しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①勤務年数や階級によって金額が異なるが見直すことができるのかとの質疑に、今回の改正は上位法令である非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い同様の改正をしており、ベースになる一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づくものである、単独で変更する考えは持っていないとの答弁があった。

②全国一律の改正が行われているという認識でよいか、また他市町と比べて本町の基準はどのようになっているのかとの質疑に、今回の非常勤消防団員に係る損害補償については全国統一の金額になっており町独自のものではないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①今回の改正で勤務年数35年以上の階級が追加されたが、これまでは35年に達する方がなかったのか、それとも一律30年以上としていたのかとの質疑に、勤務年数が35年以上の方もおられたが30年以上は一律の階級であったとの答弁があった。

②既存の団員への周知とともに新しい団員獲得のためにも広報の計画はとの質疑に、団員募集においてPRし、分団長会及び自治会長にも周知する、また町民にも広報していくとの答弁があった。

③消防団員が活発に活動できるようにサポートしていただきたいと思うが、考えはとの質疑に、本町においても全国と同様団員が少しずつ減少している状況である、歯止めをかけるべく広報等をしっかり行い団員確保に努めていくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第24号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

被用者保険の範囲の拡大によって会社の保険に入れる方がいる一方で、後期高齢者医療に移行される団塊の世代が多いために被保険者数が年々減り続けている状況があります。収入が少ない被保険者で、しかも人数が減り続けることでかかる医療費はどんどん上がっていくために保険料を上げざるを得ない負のスパイラルに陥っております。私は一般会計から繰出金を増額したり、あるいは基金を取り崩すなどの施策で負担を軽減すべきと考えますけれども、令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していくことになるため、賛成できないということを申し上げて反対討論いたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第30号 令和7年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(松浦崇志) 日程第13、議案第30号令和7年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和7年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和7年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月11日火曜日午前10時から午後4時49分、令和7年3月12日水曜日午前10時から午後5時30分、令和7年3月13日木曜日午前10時から午後3時38分。

3、審査の経過及び結果。

1)審査経過については、別紙令和7年度一般会計予算委員会・審査報告書のとおり。

2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、山本副委員長、首藤委員、堀委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田委員。

なお、玉田委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和7年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和7年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長等の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

システムにおいて更新や新規導入が多く在所管課で実施される。住民サービスの向上につながるDXを推進するためのデジタル人材や文化財保護などの専門性を持った職員を確保・育成し、効率的かつ効果的な行政運営の構築を目指すこと。また、文化会館をはじめとする公共施設の大規模改修など将来を見据えた投資による過去最大の予算規模となるが、行財政改革に伴う公共施設のスリム化や事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施することは評価できる。ただし、よりよい施策にするためにも日頃から町民の意見を聞き取り、改善や軌道修正などを行うこと。町独自の施策の新規事業などは町民に情報が届くことが重要であるため、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して広く情報発信を行うこと。

歳入について。

厳しい財政状況の下、補助金や地方債を活用するなど努力している点は評価できる。引き続き、事業執行の際は国や県の補助率の高いメニューを活用し、町の財政負担を軽減すること。ふ

るさと応援寄附金については、町内事業者と協力して返礼品を増やすなど、アイデアを生かして増収を目指すこと。また、今回新たに取り組むクラウドファンディング型ふるさと納税のPRに努めること。

歳出について。

公共施設の改修工事については代替措置を講じるなど、住民サービスが低下しないようにすること。また、書かない窓口など全庁的にDXが推進されているが、職員が知識を深め、町民が混乱しないように丁寧かつ寄り添った対応を心がけること。

なお、審査質疑の過程で明確になった以下の点について事業の推進を求める。

1、運営方法等について検討が予定されている観光協会については、早急に方針決定すること。

2、中道跨線橋橋梁修繕をはじめとする各種工事においては、適正に工程管理を行い計画的な事業進捗に努めること

3、農業の担い手を支援し、その確保と育成に努めること。

4、災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めるため、防災倉庫の整備のみならず、住宅耐震改修促進事業の推進や消防団員の確保など、多角的に取り組むこと。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上です。

○議長（松浦崇志） 以上で令和7年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

令和7年度の一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

今般の物価高騰によって、町民の暮らしは大変厳しい状況です。このような中であって、国や県の悪政から町民を守る防波堤の役割を果たす、そういう一般会計予算であるべきだと考えます。今年度新設されましたこどもえがお課の新設に象徴されるように子供に対する施策は前向きに考えられている一方で、実質切下げの年金生活者をはじめとする高齢者の施策に乏しいものがあります。敬老祝い金の100歳を除いての廃止であるとか敬老補助金の廃止、あるいはやすらぎタクシー制度の廃止などが行われております。水道料金も7月から値上げになることになっております。また、目減りする年金生活者は高過ぎる健康保険税や、あるいは介護保険料に苦しんでおります。予算委員会の中で国保の繰出金の増額を求めましたが、国、県、町の負担割合を理由に増額にはなりません。これらに象徴されるように、高齢者にはますます負担となる予算になっております。

一方、関西万博は多くの問題を含んでおります。万博に便乗して税金を地下鉄などの公共インフラにつぎ込んで、カジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRの開発につなげてお金もうけが

したい、そんな狙いが透けて見えます。また、昨年にガス爆発事故が当会場であったことは周知のとおりであります。本町小学4年生から6年生、あるいは中学生のバス代の補助1,200万円余りを計上して、危険な会場に引率することには反対であります。また、播磨臨海地域道路計画は、現在明石西から姫路の広畑までのルートが発表されております。太子町当局は、この事業の必要性を述べられました。私は無駄の多い大型開発優先の施策から身近な生活インフラの整備に転換を図るべきだと考えております。

以上のことから本予算に賛成できない旨を述べて反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第31号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第32号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第33号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第34号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第31号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第17、議案第34号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、議案第31号から議案第34号までの4議案につき、一括して委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年



度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①マイナ保険証の現在の登録率と利用率はとの質疑に、令和6年12月現在、本町でのマイナ保険証の登録率は68.7%、利用率は34.2%である、全国平均の利用率は33.6%であり全国平均より少し高い水準となっているとの答弁があった。

②従来の保険証からマイナ保険証または資格確認書等への移行スケジュールはどのようなになっているのかとの質疑に、令和6年12月2日以降、異動や新規発行でマイナ保険証を使用できる方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を使用しない方には資格確認書を発行している、令和7年8月以降は発行済みの保険証の有効期限を迎えるため、全ての方に資格確認書または資格情報のお知らせを発行する予定であるとの答弁があった。

③国民健康保険の運営の今後の傾向と課題についてはとの質疑に、被保険者数は団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行の完了や社会保険の制度の拡大により今後減少していく、医療費の増加が今後の大きな課題と認識しているとの答弁があった。

④特定健診の受診率向上に向けた具体的な取り組みはとの質疑に、未受診者への受診勧奨として勧奨はがきを年2回、対象人数を拡大して送付予定である、この内容はA Iを活用して受診結果やレセプト等により分析を行い対象者の特性に応じた送り分けをする事業である、また尿中塩分測定を特定健診にセットして取り組み、その後の指導にも役立てるとの答弁があった。

⑤今回も保険料が上がるが町民にアナウンスする予算は計上されているのかとの質疑に、対象者への個別通知と「広報たいし」やホームページのお知らせを考えており、「広報たいし」は一般会計予算で計上し、国民健康保険特別会計では国民健康保険税のお知らせ発行の印刷費用を計上しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①認知症総合支援事業費は主にどのような事業を実施するのかとの質疑に、脳体力トレーナーC o g E v o（コグエボ）によるMC I 早期支援事業を開始する予定である、これは脳のリハビリテーションから生まれた認知機能のチェックとトレーニングができるクラウドサービスで、生活に直結する5つの認知機能を12種類のゲームを解くことで見える化し、認知症予防のための気づきと行動変容の継続が期待できるものであるとの答弁があった。

②ACP（アドバンスケアプランニング）人生会議講演会が今年3月27日に開催されるが、継続した形での次年度での取り組みはとの質疑に、令和6年度から取り組んでおり、令和7年度も引き続き事業を実施する予定であるとの答弁があった。

③介護保険事業計画の中で令和6年度から令和8年度の3か年度の収支をどう捉えているかと

の質疑に、令和7年度予算については年々介護認定者数が増えていく中で、給付費は令和6年度の決算見込みから伸び率を6%弱と見込み計上している、高齢者人口の増加に伴い介護保険料の基準額が上がっていくことは目に見えており、上昇を抑制するために幾らかでも積立てができればと思うが、令和7年度は歳出が多いため、取崩しの予算となっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第33号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①後期高齢者医療特別会計の今後の傾向と課題はとの質疑に、傾向は高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者医療に移行したことと医療費の高騰のため、予算規模が徐々に大きくなると考えられる、課題は後期高齢者医療を支える現役世代の人口割合が減少していくため、現役世代が担う支援負担が拡大し、世代間の給付と負担のアンバランスが生じるため、その解消が今後の課題であるとの答弁があった。

②特別徴収と普通徴収それぞれの人数は、また後期高齢者医療システム改修委託料の内容はとの質疑に、特別徴収分が4,382人、普通徴収分が796人である、また委託料については子ども・子育て支援金の創設に伴うシステム改修費であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第34号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月4日火曜日午前10時から午後0時7分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①墓園管理システム使用料が毎年計上されているが、概要を説明願いたいとの質疑に、現在1,401基の墓所について使用者名、年間管理料といった個人情報も含め、納骨されている方の情報等も入力しており、申請や返還があった場合に更新を行っているシステムであるとの答弁があった。

②お墓に対する考え方が変わってきている中で霊園として運営を確立されているところもある、先進地の事例について調査研究を行ったのかとの質疑に、現状は墓所の使用者数よりも返還者数のほうが若干多く、年間を通して使用者が減少している状況である、その中で近隣の相生市は墓園の管理プラス永代供養に切り替えており、その動向は注視している、将来的にどうなるか検討の過程ではあるが、現在空いている墓園の場所を何か有効利用できないか常々検討しているとの答弁があった。

③本特別会計の今後をどのように考えているのかとの質疑に、墓園は先祖代々のことであり慎

重に丁寧に対応する必要がある、行財政改革でこの案件については今のところ出ていないが、町として今後の方針を考えないといけないことは認識している、また建設時における町民アンケートでは墓所が欲しいという方が非常に多かったという経緯がある、しかし時代の流れで個人の墓所に対する意識が変わってきて集合的に供養するという意識が変わってきている、この時代の流れを情報として取り入れた上で今後どう推移していくのがいいのか検討していきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第31号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

令和7年度の国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほどの議案第27号で反対理由を述べたわけですがけれども、要は令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していく、こういうことになるために賛成できないということでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、上程中の議案第32号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

介護保険料特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和6年度から介護保険料等の標準段階は11段階から14段階に多段階化し、9段階以上の保険料は上がり、1から3段階は下がる、こういう条例改正となりましたけれども、全体としてどの階層にしても町民の負担は重いということには変わりはありません。とりわけ太子町は人口に占める高齢者人口が少なく、介護保険料を算出する際の分母が小さくなるために保険料は大きく出てきます。つまり、住む町の人口構成によって保険料が高くなる、こういうのは公平負担の原則に反すると考えております。したがって、本予算には賛成できないということを申し上げて反対討論いたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第33号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

委員会の審査報告書にもあるとおり、高齢化が進んで団塊の世代が後期高齢者に移行したために予算規模が徐々に大きくなっていること、併せて人口減少が続く現役世代の減少で現役世代の支援負担が拡大する、こういう記載がございます。後期高齢者にとってますます負担が増えることになるため、一般会計からの繰り出しを増やして後期高齢者の負担を少なくする施策が必要だと考えております。ところが、本予算はそうはなっておりません。したがって、本特別会計予算には賛成ができないということを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第34号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第35号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第19 議案第36号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(松浦崇志) 日程第18、議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第19、議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、それぞれ読み上げまして報告に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①令和7年度予算内訳明細の収益的収入及び支出の目1原浄水費、節10委託料が令和6年度に比べ大きく増額している理由はとの質疑に、主に施設運転管理業務委託料を新規に計上したことによる増額であるとの答弁があった。

②目2配水費の委託料において、昨年度に比べ約1,200万円の予算増になっている理由はとの質疑に、現行の水道施設管路管理システムはオンプレミスサーバー型で運営しているがクラウドサービスに移行することになったため、改修経費として新規に水道施設管理システムクラウド化業務委託料を計上していることが主な理由であるとの答弁があった。

③目1配水施設改良費、節2工事請負費について、令和6年度と比べ増額している理由はとの質疑に、管路埋設工事の立岡地内外送配水管更新工事が金額的に大きく、口径最大400ミリの耐震管を更新するものであるとの答弁があった。

④給水戸数が増えているにもかかわらず年間総給水量、1日平均給水量がそれぞれ減少している理由はとの質疑に、単身世帯のアパートなどの新規利用が増えることによって戸数が増える傾向であるが世帯人数が減少していることや、節水機器の普及によって給水量の増加につながっていないとの答弁があった。

⑤目2配水費、節9調査費について、管路の長さも消火栓の数も増えているがその要因はとの質疑に、令和6年度に実施した広域衛星漏水調査の結果が昨年末に兵庫県から示された、漏水の疑いがある箇所について現在調査しているが、来年度も残りの全ての部分について調査し、必要があれば修理する予定であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第36号。付託年月日、令和7年3月3日。件名、令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年3月6日木曜日午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①皮革排水処理検討業務委託料について、どういうことを検討するのかとの質疑に、皮革前処理場は稼働から45年を経過しており経年劣化が大変著しい状況であることや、流入業者も少なく大規模な改修を行うことが難しい状況である、現在の排水の水質等を調査した上でコンパクトな設備が整備できないか検討していくとの答弁があった。

②雨水1.4号幹線整備の現在の進捗状況と今後のスケジュールはとの質疑に、本来であればこの3月末をもって工事を完了する計画であったが、ボックスカルバートを設置するための大型機械の据付けに現在3カ月程度の遅れが出ているため、その遅れが翌年度にかかる見通しになっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第35号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

令和7年度の太子町水道事業会計予算に反対の立場から討論をいたします。

東芝がフル回転していた時代とは異なって、人口減少や少子高齢化で大幅に水需要が減少しており、今後もその傾向が見込まれます。しかしながら、今年7月から平均で36%にも及ぶ水道料金の値上げにもかかわらず、全体供給量の約15%である高い県水を購入しており、これが無駄遣いとなっております。有収率を向上させる努力とともに県水の購入をやめる努力を求める意味を込めて反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第36号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久です。

令和7年度の太子町下水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

本来であれば、皮革汚泥前処理場は前処理を行う業者が処理場を建設すべきであったのに、国あるいは県の指導の下に町の施設として建設したことに間違いの始まりがあります。このため、昨年度決算の報告書にも記載のとおり、昭和50年に完成した皮革前処理場は利用業者数と流入水量が少なく、収益減少と施設維持費の増加によって非常に厳しい運営状況にあると述べております。今年度予算でも小規模でコンパクトな処理施設への検討業務委託料が計上され、新たな負担を継続しようとしております。また、前処理場には収益的支出と資本的支出では合計で約6,000万円が計上され、これだけ無駄な経費を毎年つぎ込んでいることになります。引き続き、事業者との協議を進捗させるとともに新たな負担を継続しない、この努力を求めて反対討論いたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第20 発議第2号 太子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第20、発議第2号太子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 発議第2号太子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり定め、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

発議者、太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中薮清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行され、再犯防止対策の観点から懲役及び禁錮が拘禁刑として統一化されることとなったところ、太子町議会の個人情報の保護に関する条例第6条において罰則に関する規定を設けており、規定中に「懲役」の文言を使用しているため、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。加えまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、改正を行うものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松浦崇志) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時45分）

~~~~~

## 議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月20日の招集以来、本日までの33日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額265億5,844万9,000円の令和7年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など多数の重要案件でございました。議員各位にはこの間終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町政進展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で各議員から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算につきましては、これまでの2年間で沖汐町長が取り組んでこられた行財政改革の内容が大きく反映されたものとなっております。予算執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、町民福祉の増進と生活基盤の充実を図られますよう強く望みます。

さて、今期定例会初日には議会運営の最高規範となる和のまちをつくる太子町議会基本条例を制定しました。この条例は、聖徳太子ゆかりの町として十七条憲法に記された理念を現代に生かすことを意図し、太子町議会の基本方針を示したものであります。現在所属する議員15名全員の

思いを反映させたものであると同時に、議会から町民の皆様への約束でもあります。“和のまち太子”の継承と新たな進展に向け、議会と町長、その他の執行機関及び町職員、そして町民の皆様との信頼関係に基づき、みんなで共につくり上げる議会共創の理念の下、さらなる議会改革に取り組んでまいり所存でございます。とりわけ令和7年度は議員報酬の適正化及び議員定数の適正化、議会BCPの策定、議会のハラスメント対策などに取り組んでまいります。今後とも時代の変化に的確に対応し、議会機能のさらなる充実強化を図りながら明日を切り開く議会改革のフロントランナーとなるべく不断の改革に努めてまいります。

太子山公園の桜のつぼみも膨らみを増し、いよいよ本格的な春の訪れが感じられる季節となっておりますが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。また、3月をもって退任されます嶋津生活福祉部長におかれましては、奉職36年、また部長として約4年間にわたり本町行政に御尽力をいただきましたことに敬意を表しますとともに感謝申し上げます。本当に御苦労さまでした。今後は健康に十分御留意され、新たな道でも御活躍されることをお祈り申し上げます。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第2回太子町議会定例会（第513回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました今期定例町議会におきましては、議案が多数にもかかわらず本会議並びに各委員会を通じまして慎重に御審議をいただき、その労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、本日をもって令和7年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、日を追うごとに春の訪れを感じる時節となってきましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、地方行政のさらなる振興に一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に際しての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（松浦崇志） ここで嶋津生活福祉部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

嶋津生活福祉部長。

~~~~~

#### 生活福祉部長挨拶

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私ごとではございますけれども、令和6年度をもちまして退職させていただくことになりました。思い返せば、入庁は平成元年4月で税務課のスタートでございました。以来、現在の職に至るまで36年間、太子町に本当にお世話になりました。太子町が発足いたしました昭和26年から数えまして今月末で73年が過ぎようとしておりますので、その約半数の年間に渡ってこの太子町行政に携わったということで感慨もひとしおでございます。私の場合、若い時分に議会事務局職員として10年間お世話になりました。その後、財政課長、生活福祉部長として議会へ出席した年月を合わせますと、相当長い間、町議会の皆様にお世話になってきました。私自身の力不足により議員の皆様にご迷惑をかけ至らぬ点多々あったかと思ひますけ

れども、皆様の御指導の下、何とかここまで務めることができました。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 中 薮 清 志

署名 議員 堀 卓 史